

沿岸広域振興局長告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年3月31日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1（1）道路の種類 県道
（2）路線名 丸森権現堂線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市大船渡町字上平14番14地先から字笹崎12番6地先まで	新	m 31.2～13.6	m 981.3
	旧	11.5～6.8	981.3

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
イ 期間 平成29年3月31日から同年5月1日まで

- 2（1）道路の種類 一般国道
（2）路線名 340号
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
立丸山国有林177林班と小班1地先から宮古市大字小国第1地割22番4地先まで	新	A m 42.4～6.0	m 3,178.5
		B 94.5～18.5	1,454.0
	旧	A 42.4～6.0	3,178.5

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
イ 期間 平成29年3月31日から同年5月1日まで